

# 生活保護法による 指定医療機関のしおり

令和7年4月1日（一部改定）

川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室

## は じ め に

この度、生活保護法による指定医療機関として指定を受けていただき厚く御礼申し上げます。

また、医療扶助の実施にあたっては、日頃から医療機関各位の積極的な御協力をいただいております、誠に感謝しております。

現在、本市におきましては、生活保護受給者のうち、8割を超える方が何らかの疾病のため医療の給付を受けており、指定医療機関各位に診療をお願いしているところでございます。

生活保護法による医療扶助は、福祉事務所長が被保護者の診療を指定医療機関に委託する方式をとっているため、他の保険と異なり一部煩雑な事務処理となっており、御迷惑をおかけする点があろうかと存じます。

この冊子は、医療扶助制度のあらましについて説明したのですが、生活保護法の趣旨をおくみ取りいただき、医療扶助の実施にあたりまして、今後ともより一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 目 次

## 1 生活保護法の概要

- 1) 生活保護法の目的と基本原理(本法第1条) ..... 1P
- 2) 生活保護の種類と方法(本法第11条) ..... 1P
- 3) 生活保護の実施機関(本法第19条) ..... 1P
- 4) 指定医療機関(本法第49条)..... 2P

## 2 医療扶助の概要

- 1) 医療扶助の範囲 ..... 2P
- 2) 診療方針及び診療報酬 ..... 2P
- 3) 医療扶助の流れ ..... 3P
- 4) 医療要否意見書について ..... 4P
- 5) 診療報酬の請求 ..... 4P
- 6) 治療材料の取扱 ..... 5P
- 7) 医療扶助と他法との関係 ..... 6P
- 8) 検診命令（依頼）について ..... 6P

## 3 指定医療機関と福祉事務所との連携

- 1) 福祉事務所嘱託医 ..... 7P
- 2) 病状調査について ..... 7P

## 4 指定医療機関の指定の有効期間（指定の更新）

- 指定医療機関の指定の更新（本法第49条の3第1項） ..... 7P

## 5 指定医療機関の指定要件 ..... 8P

## 6 指定医療機関の変更の届出 ..... 8P

## 7 指定医療機関に対する指導及び検査

- 1) 指定医療機関に対する指導（本法第50条第2項） ..... 9P
- 2) 指定医療機関に対する検査（本法第54条） ..... 9P

## 8 指定医療機関の遵守事項等

- 1) 指定医療機関の義務（本法第50条） ..... 9P
- 2) 指定の取消し（本法第51条第2項） ..... 10P
- 3) 報告の徴収及び立入検査（本法第54条） ..... 10P
- 4) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用促進（本法第34条第3項） ..... 10P
- 5) 不正利得の徴収金（本法第78条第2項） ..... 10P

## 9 調剤薬局における後発医薬品使用促進について

- 1) 生活保護を受けている方への対応 ..... 11P
- 2) 福祉事務所への情報提供 ..... 11P

|                                                                             |      |
|-----------------------------------------------------------------------------|------|
| 関係機関一覧 .....                                                                | 13 P |
| 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の医療支援給付の取り扱いについて ..... | 14 P |

#### | | |--------| | 関係法令条文 | |--------|

|                                        |      |
|----------------------------------------|------|
| 生活保護法（抜粋） .....                        | 16 P |
| 生活保護法施行規則（抜粋） .....                    | 21 P |
| 指定医療機関医療担当規程 .....                     | 25 P |
| 生活保護法第 52 条第 2 項の規定による診療方針及び診療報酬 ..... | 27 P |

## 1 生活保護法の概要

### (1) 生活保護法の目的と基本原理（本法第1条）

生活保護法（以下「本法」という。）は、憲法第25条に規定する理念に基づき、高齢、疾病、障害等のため生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている制度です。

この目的を達成するため本法には、次のような基本原理が規定されています。

#### ア 無差別平等の原理（本法第2条）

生活に困窮するすべての国民は、その要件を満たす限り、無差別平等に本法による保護を受けることができる。

#### イ 最低生活保障の原理（本法第3条）

本法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

#### ウ 補足性の原理（本法第4条）

本法による保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産・能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ、扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて本法による保護に優先して行われる。

### (2) 生活保護の種類と方法（本法第11条）

保護はその内容によって生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類の扶助に分けられています。医療扶助及び介護扶助については、給付の性格上、現物給付を原則として、その他の扶助は金銭給付を原則としております。

### (3) 生活保護の実施機関（本法第19条）

保護は、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が保護の実施機関として、保護を決定して実施する義務を負っています。

本市では、保護を決定し実施する市長の義務を福祉事務所長（区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長又は副所長若しくは）に委任しておりますが、市内に7ヶ所の実施機関（福祉事務所）があります。

#### (4) 指定医療機関（本法第49条）

本法による医療扶助のための医療を担当する機関を**指定医療機関**といいます。病院、診療所、薬局等が医療扶助により患者に対する診療等を行うには、事前に都道府県知事（指定都市にあっては市長）の指定を受けていただく必要があります。

なお、助産師、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師及び訪問看護ステーションについては指定医療機関に関する規定が準用されます。

## 2 医療扶助の概要

### (1) 医療扶助の範囲

医療扶助は、次に掲げる範囲内において行われます。

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料
- ウ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- カ 移送

### (2) 診療方針及び診療報酬

医療扶助の診療方針及び診療報酬は、「国民健康保険の例」及び「指定医療機関医療担当規程」によることとされています。ただし、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満のもので高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に定める程度の障害の状態にある者の診療方針及び診療報酬は、「高齢者の医療の確保に関する法律」の診療方針及び診療報酬の例によります。

保険適用外の診療、材料、薬剤等のほか、歯科材料としての金（金位14カラット以上の合金）、保険外併用療養費（入院期間が180日を超えた場合の長期入院選定療養費を除く）についても原則として医療扶助の適用は認められませんので御注意ください。

取り扱いについて不明な点等ございましたら福祉事務所へお問い合わせください。

### (3) 医療扶助の流れ

医療扶助の原則的な流れは次のとおりです。

ア 医療扶助は、要保護者の申請により開始されます。(図①)

イ 申請に基づき医療扶助の決定がされると、「生活保護法医療券」を発行しますので、これにより診療していただきます。(図②、③、④)

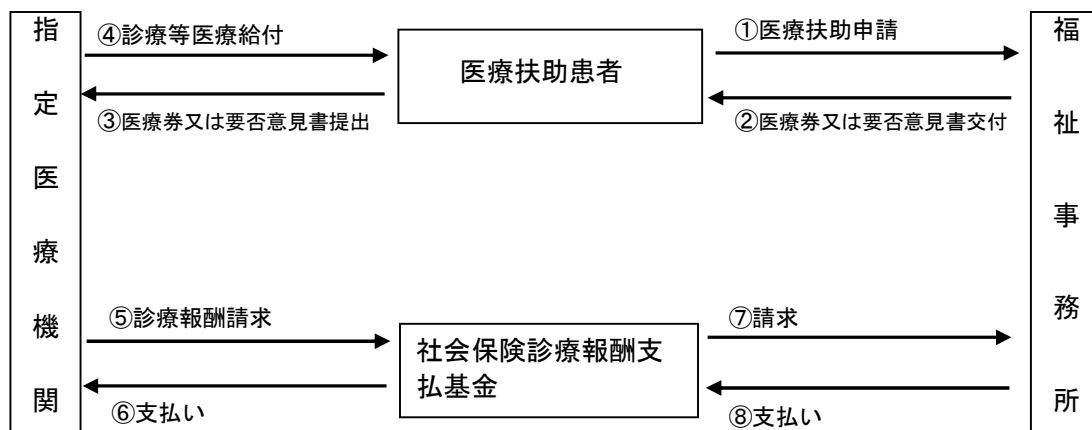
ただし、新たに保護を開始するとき等、医療扶助の決定にあたり医師の意見を必要とするときは後述の医療要否意見書を発行しますので、所要事項を記載のうえ返送をお願いします。福祉事務所で内容を確認のうえ医療券を発行します。

ウ 医療券に基づいて診療報酬を社会保険診療報酬支払基金へ請求します。(図⑤、⑥)

※ 医療扶助受給の初回月に引き続いて診療を要する場合は、翌月分の医療券が発行されます。

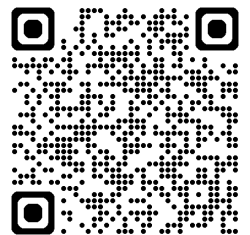
※ 医療扶助開始後継続6ヶ月を超えると、入院を必要とする場合等は医療要否意見書により6ヶ月間の範囲内で継続医療の要否を確認し医療券が発行されます。

※ 令和6年3月より医療扶助のオンライン資格確認が開始されています。オンラインで資格情報等を閲覧するには、医療機関が医療扶助対応のパッケージソフトを導入しており、対象被保護者がマイナンバーカードを取得し、医療券・調剤券として利用するためのマイナポータルでの申し込み手続きを完了する必要があります。



医療扶助のオンライン資格確認に関する内容は、右記QRコードより、

厚生労働省HP「医療扶助のオンライン資格確認の概要」を御確認ください。



#### (4) 医療要否意見書について

##### ア 医療要否意見書の発行

次の場合には患者の病状把握のため医療要否意見書の記載をお願いします。なお、要否意見書については指定医療機関医療担当規程第7条第1項により無償で交付をお願いしております。

- ① 生活保護の新規申請で病状把握等が必要なとき。
- ② 入院を要するとき。(原則として6ヶ月ごとに必要)
- ③ 慢性疾患等で継続的に入院外治療が必要な場合(原則として6ヶ月ごとに必要)
- ④ このほか、治療材料、訪問看護、施術、移送の給付にあたり、それぞれ要否意見書を記載していただくことがあります。

##### イ 医療要否意見書記載上の留意事項

医療要否意見書は、医療要否を判定するとともに被保護世帯の援助方針を確立するうえで、重要な資料となりますので、次の事項について格段の御配慮をお願いします。

(主要症状及び今後の診療見込欄の記載)

医学的所見を簡明に記載してください。時々空欄のままや患者の主訴のみを記載され提出される例がありますので注意してください。

(診療見込期間の記載)

保護の要否判定、援助方針を確立するうえで重要ですので必ず記入してください。記入に際し入院・入院外の別を明確をお願いします。

令和3年4月1日より医療要否意見書(精神疾患入院要否意見書含む)への押印が不要となっています。

#### (5) 診療報酬の請求

前述のとおり、福祉事務所が医療扶助の決定を行った場合は医療券(薬局にあつては調剤券。施術者にあつては施術券(令和3年4月1日より施術券への押印が不要となっています))。以下「医療券等」という。)が発行されますので、病院、診療所、薬局については、医療券等に記載されている「公費負担者番号」や「公費受給者番号」等の必要事項を診療(調剤)報酬明細書(厚生労働省令で定められた各法共通のもの)へ転記し、社会保険診療報酬支払基金へ請求をお願いします。施術者については、福祉事務所へ請求をお願いします。



#### 請求にあたっての注意点

- ・ 必ず該当する診療月の医療券等に基づいて必要事項の転記をお願いします。
- ・ 医療券等の備考欄に「後保」と記載されている場合は、「高齢者の医療の確保に関する法律」の診療方針及び診療報酬の例により請求をお願いします。また診療報酬明細書の「特記事項」に「04後保」と記載をお願いします。
- ・ 医療券等の「本人支払額」欄に金額が記載されている場合は、その金額について患者から支払いを受け、診療報酬の請求にあたっては、明細書の「一部負担金額（公費①）」にその金額を記載してください。

- 生活保護受給者が明細書を求めた場合は、正当な理由がない限り、無償での交付をお願いいたします。（指定医療機関医療担当規則第7条第2項）
- 生活保護は収入等に変動があった時に収入申告をしていただき、世帯の最低生活費と比較して生活保護が必要かどうかを決定しています。従って、収入の把握が事後になることが多く、やむを得ず月を遡って保護廃止（停止）の決定を行うことがあります。確認できた時点で御連絡をさせていただきますが、既に医療券発券及び請求後の場合には、請求先の変更や取り下げ等の資格の過誤調整をお願いさせていただきますので、御理解・御協力をお願いいたします。

#### (6) 治療材料の取扱

要保護者から治療材料の給付について申請があった場合、福祉事務所で給付可否意見書を発行し、医療機関及び取扱業者に必要事項を記載のうえ、返送いただきます。福祉事務所では給付可否意見書等に基づき給付の可否を検討し、給付決定を行った場合は治療材料券を発行します。

ただし、障害者総合支援法や介護保険法等の他法で給付が可能な場合については、そちらが優先となりますので、御留意ください。

主な治療材料は次のとおりですが、不明点がございましたら福祉事務所へお問い合わせください。

| 種 別                                                  | 費 用                                                                   |
|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 義肢、装具、眼鏡及び歩行補助用つえ（T字つえを除く）                           | 「障害者総合支援法の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の算定等に関する基準」の別表に定める額の100分の106に相当する額 |
| 尿中糖判定料検査用試験紙、吸引器、ネブライザー、収尿器、ストーマ装具及び歩行補助用つえ（T字つえに限る） | 必要最小限度の実費額（基本的に本市の日常生活用具の基準額）                                         |

令和3年4月1日より給付可否意見書への押印が不要となっています。

## (7) 医療扶助と他法との関係

保護の補足性の原理により、医療扶助に優先して活用すべき他法他施策がある場合は、そちらを優先して適用することとなります。そのため、他法他施策の適用が受けられると判断されるときは、当該要保護者に対して、これらを活用するよう指導しますので、制度の趣旨を御理解のうえ、御協力をお願いします。また、他法他施策で診療報酬を請求すべきところを医療扶助で請求されている場合等、過誤調整をお願いしますので、御対応をお願いいたします。

主な他法他施策については、次のとおりです。

- ・ 健康保険法（社会保険関係）
- ・ 障害者総合支援法による自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）
- ・ 特定医療費（指定難病）医療費給付制度
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
- ・ 学校保健安全法
- ・ 麻薬及び向精神薬取締法
- ・ 介護保険法

## (8) 検診命令（依頼）について

福祉事務所では、治療目的とは別に保護の決定実施上の必要性などのため、要保護者に対し検診命令（依頼）を発行し、医師に診察、検査、文書の作成等を依頼することがあります。検診に係る費用については、検診命令（依頼）と併せて福祉事務所で発行する「検診料請求書」に必要事項を記載のうえ、直接福祉事務所へ請求をお願いします。（診断書作成に係る文書料の請求にあつては必ず診断書の写しを添付してください。）

なお、検診料については、医療扶助と同様の取り扱いとされているため、原則として、いわゆる保険診療の範囲内での請求をお願いします。（非課税扱いです。）

文書料については、制度上、上限が4,720円（消費税込み）と定められていますので、基準額の範囲で請求いただくようお願いします。ただし、次の場合は例外として上限額が異なります。

- ・ 障害認定（年金認定・手帳交付）に関わるものは6,090円以内（消費税込み）
- ・ 自立支援医療（精神通院）に関わるものは3,000円以内
- ・ 要介護認定に関する主治医意見書は次のとおり
  - 初回・在宅者 5,000円＋消費税
  - 初回施設入所者・入院患者または2回目以降の在宅者 4,000円＋消費税
  - 2回目以降の施設入所者・入院患者 3,000円＋消費税

令和3年4月1日より検診料請求書への押印が不要となっています。

### 3 指定医療機関と福祉事務所との連携

生活保護は最低生活の保障とともに自立を助長していくものとされていることから、医療扶助の意義と目的の一つとして、医療の給付を保障するとともに自立阻害要因である疾病をできるだけ早く治療し、自立を促進させていくことが挙げられます。そのためには、医療を担当する指定医療機関と保護の実施機関である福祉事務所とが緊密な連携を図り、協力体制を確保することが重要です。

#### (1) 福祉事務所嘱託医

福祉事務所には、生活保護受給者の生活指導・相談を担当する地区担当員のほか、地区担当員を医療・介護面で指導、援助する医療・介護扶助担当が配置されています。また、川崎市医師会及び歯科医師会から推薦された嘱託医が配置されており、地区担当員、医療・介護扶助担当等の相談に応じ、医療要否意見書の内容検討、医療扶助決定上の医学的意見・指導を行います。

#### (2) 病状調査について

福祉事務所が生活保護受給者の生活援助を行うにあたっては、患者の身体状況、病状、療養上の問題点、他法活用の可能性、稼働能力等の把握が特に重要となります。

このため、地区担当員が事前に連絡のうえ医療機関へお伺いし、主治医に患者の病状をお伺いすることがありますので、御協力をお願いいたします。

- ・ 病状調査（主治医訪問）は生活保護法第50条第2項及び指定医療機関医療担当規程第7条に基づいて行われるものであり、個人情報法保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当します。そのため、患者の同意がなくても福祉事務所職員に病状等を回答いただくことが可能です。
- ・ 病状調査は上記の規定により、無償で実施をお願いしております。

### 4 指定医療機関の指定の有効期間（指定の更新）

#### 指定医療機関の指定の更新（本法第49条の3第1項）

指定医療機関の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力が失われます。令和5年7月1日から地方厚生局長に対し、保険医療機関等に係る届出と併せて生活保護指定医療機関に係る届出を提出することができるようになりましたので、併せて生活保護指定医療機関の指定を受ける場合は、地方厚生局への手続の際に生活保護の指定手続もお願いたします。なお、訪問看護ステーション等は従来通り、川崎市に対して申請手続が必要となりますので、次の書類を福祉事務所に提出してください。

- ①生活保護法指定医療機関指定・指定更新申請書
- ②生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までに該当しない旨の誓約書
- ③地方厚生局の発行する保険医療機関指定通知書の写し（介護保険法の指定を受けている訪問看護事業者については、川崎市の発行する介護保険法による指定通知書の写し）

## 5 指定医療機関の指定要件

生活保護法の医療扶助を行っていただく医療機関の指定については、本法第49条の2第2項（欠格事由）のいずれにも該当せず、医療扶助に理解を有していると認められることが指定の基準となります。このうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2に規定する内容の医療を行う医療機関にあつては、同法第38条第1項の規定による指定を受けている必要があります。

また、上記要件をすべて満たしていても本法第49条の2第3項のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定を受けられないことがあります。

### 生活保護法第49条の2第3項

- 一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第50条第2項の規定による指導を受けたものであるとき。
- 二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適当と認められるものであるとき。

## 6 指定医療機関の変更の届出

変更の届出等（本法第50条の2）

指定医療機関において法人化等により変更が生じた場合は、地方厚生局長に対する保険医療機関等に係る届出と併せて生活保護指定医療機関に係る届出をお願いします。

なお、訪問看護ステーション等の従来通り川崎市へ申請手続きが必要な場合や生活保護法の指定のみを解消したい時等の生活保護に関わる変更のみの申請の場合、届出は医療機関の所在地を管轄する福祉事務所までお願いします。

※ 指定医療機関変更等一覧

| 事 由               | 提出様式      |
|-------------------|-----------|
| ・医療機関コードが変更になった場合 | 指定申請及び廃止届 |
| ・廃業、市外移転等した場合     | 廃止届       |

|                                                                                                                                      |     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関の名称・所在地や開設者名・住所が変更になった場合</li> <li>・管理者の交代、管理者名や住所が変更になった場合<br/>(医療機関コードに変更なし)</li> </ul> | 変更届 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法の指定を解消したいとき<br/>(但し、30日以上の予告期間を設けていただきます)</li> </ul>                                    | 辞退届 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定医療機関の意思あるいは、災害等により診療を休止するとき</li> </ul>                                                     | 休止届 |

※各様式については福祉事務所で交付を受けるか、川崎市のホームページからダウンロードしてください。

## 7 指定医療機関に対する指導及び検査

### (1) 指定医療機関に対する指導（個別指導）（本法第50条第2項）

#### ①目的

指定医療機関に対する指導は、被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、福祉事務所等と指定医療機関相互の協力関係の確立、被保護者への適切な医療給付及び診療報酬請求事務が適正に行われるよう、生活保護制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的としています。

#### ②対象と指導方法

すべての指定医療機関が対象です。川崎市職員及び嘱託医等が指導対象となる指定医療機関において、個別に被保護者の診療録その他の帳簿書類を閲覧させていただき、面接懇談方式により行います。

### (2) 指定医療機関に対する検査（本法第54条）

#### ①目的

指定医療機関に対する検査は、被保護者にかかる診療内容及び診療報酬の請求の適否を調査して診療方針を徹底せしめ、もって医療扶助の適正な実施を図ることを目的としています。

#### ②対象と検査方法

対象は、診療内容や診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由がある医療機関や正当な理由なく個別指導を拒む、もしくは、度重なる個別指導によっても診療内容や診療報酬の請求に改善が見られない医療機関です。実地にて、診療報酬明細書、診療録その他の帳簿書類の照合や設備等の調査により行います。

## 8 指定医療機関の遵守事項等

### (1) 指定医療機関の義務（本法第50条）

指定医療機関は、指定医療機関医療担当規程（別紙参照）に沿って、懇切丁寧に生活保護受給者への医療を担当しなければなりません。

また、指定医療機関は、生活保護受給者の医療については、川崎市長の行う指導に従わなければなりません。

### (2) 指定の取消し（本法第51条第2項）

ア 本法第50条の規定に違反したときなど、指定医療機関が本法第51条第2項各号（別紙参照）のいずれかに該当するときは、指定の取消し、または期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することがあります。生活保護法による指定を取消すことがあります。

イ 本法の指定を取消した場合であって、保険医療機関の指定取消し要件に該当すると疑うに足る事実があるときは、厚生労働大臣に通知します。

ウ 健康保険法による保険医療機関の指定が取消された場合は、指定医療機関の指定を取消します。

### (3) 報告の徴収及び立入検査（本法第54条）

川崎市長は、診療内容及び診療報酬請求の適否を調査するため必要があるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であった者に対して、必要と認める事項の報告等を命じ、指定医療機関の開設者等に出頭を求め、又は市職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができます。

### (4) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用促進（本法第34条第3項）

ア 指定医療機関の医師又は歯科医師は、投薬又は注射を行う際に、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合には、原則として、後発医薬品を給付してください。

イ 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方箋を発行した医師が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行ってください。また、原則として、後発医薬品を調剤してください。

### (5) 不正利得の徴収金（本法第78条第2項）

偽りその他不正な手段により医療の給付に要する費用の支払を受けた場合は、その返還するべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することがあります。

## 9 調剤薬局における後発医薬品使用促進について

生活保護においては、医師が後発医薬品への変更を不可としていない（一般名処方を含む）場合には原則として後発医薬品を給付していただくこととなっています。

### (1) 生活保護を受けている方への対応

生活保護を受けている方が、調剤を受けに来ましたら、次の取り組み内容を御説明いただき、理解を促していただくとともに、原則として後発医薬品を調剤されるようお願いいたします。

生活保護における後発医薬品に関する取組内容

- ① 後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品とほぼ同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ② 生活保護では医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合は、原則として後発医薬品を使用していただくことにしています。  
※医師が後発医薬品への変更を不可としている場合は対象外です。
- ③ 医師が後発医薬品の使用が可能であると判断している場合は、薬局は原則として後発医薬品を調剤することになっています。

薬剤師の専門的な知見から先発医薬品を調剤する必要があると考えられた場合は、処方医に疑義照会を行い、医師の判断を確認した上で、調剤するようお願いいたします。ただし、処方医との連絡が取れず、やむを得ない場合は、福祉事務所へ確認いただき、先発医薬品を調剤することも可能です。

※初回調剤時に、休日や夜間等、福祉事務所にも連絡が取れない場合には、事後的に福祉事務所に報告することとして、先発医薬品を調剤することも可能です。

※こうした対応を行った場合は、速やかに（遅くとも次回受診時まで）、処方医に対し、調剤した薬剤の情報を提供するとともに、次回の処方内容について確認してください。

### (2) 福祉事務所への情報提供

川崎市では、（一般名処方）後発医薬品を調剤しなかった場合、調剤レセプトの摘要欄に「後発医薬品を調剤しなかった理由」を記載していただくようお願いしています。摘要欄には①「先発理由：患者の意向」、②「先発理由：保険薬局の備蓄」、③「先発理由：後発医薬品なし」、「先発理

由：その他（…その他の理由記載…）」のいずれかを御記載いただくようお願いします。

薬剤師の専門的な知見や薬局の在庫による都合により、先発医薬品を調剤することはあり得るものと考えられますが、こうした場合についても、その事情等を調剤レセプトの摘要欄に入力していただくようお願いします。また、可能な限り後発医薬品を調剤できる体制整備をお願いいたします。

※福祉事務所は御報告いただいた情報を基に、必要に応じ本人に対して後発医薬品使用を促していきます。

※生活保護を受給していることは重要な個人情報となります。後発医薬品の説明に際しましては、周囲の方々に生活保護受給者であることが知られることのないよう、他の方々と同様に御説明くださいますよう御配慮願います。



【関係機関一覧】

|                              | 担当部署名                           | 公費負担者番号         | 所 在 地                      | 電話・FAX 番号                            |
|------------------------------|---------------------------------|-----------------|----------------------------|--------------------------------------|
| 福祉事務所<br>(指定申請書等各種届出の<br>出先) | 川崎福祉事務所※<br>(医療・介護扶助担当)         | 1 2 1 4 1 3 1 3 | 〒210-8570<br>川崎区東田町 8      | TEL:044-201-3225<br>FAX:044-201-3292 |
|                              | 幸福福祉事務所<br>(医療・介護扶助担当)          | 1 2 1 4 1 3 4 7 | 〒212-8570<br>幸区戸手本町 1-11-1 | TEL:044-556-6723<br>FAX:044-555-3191 |
|                              | 中原福祉事務所<br>(医療・介護扶助担当)          | 1 2 1 4 1 3 5 4 | 〒211-8570<br>中原区小杉町 3-245  | TEL:044-744-3298<br>FAX:044-744-3343 |
|                              | 高津福祉事務所<br>(医療・介護扶助担当)          | 1 2 1 4 1 3 6 2 | 〒213-8570<br>高津区下作延 2-8-1  | TEL:044-861-3297<br>FAX:044-861-3238 |
|                              | 宮前福祉事務所<br>(医療・介護扶助担当)          | 1 2 1 4 1 3 8 8 | 〒216-8570<br>宮前区宮前平 2-20-5 | TEL:044-856-3167<br>FAX:044-856-3171 |
|                              | 多摩福祉事務所<br>(医療・介護扶助担当)          | 1 2 1 4 1 3 7 0 | 〒214-8570<br>多摩区登戸 1775-1  | TEL:044-935-3259<br>FAX:044-935-3395 |
|                              | 麻生福祉事務所<br>(医療・介護扶助担当)          | 1 2 1 4 1 3 9 6 | 〒215-8570<br>麻生区万福寺 1-5-1  | TEL:044-965-5233<br>FAX:044-965-5205 |
|                              | 川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室<br>医療・介護指導担当 |                 | 〒210-8577<br>川崎区宮本町 1      | TEL:044-200-2645                     |

※令和 7 年 1 月から川崎区役所機能再編事業に伴い、旧大師・田島福祉事務所は川崎福祉事務所に統合されています（旧大師・田島管区の連絡先はお問い合わせください）。

## 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の医療支援給付の取り扱いについて

生活保護法の医療機関の指定申請については、生活保護法の規定に基づき、指定等の手続きを行っておりますが、平成19年12月に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という）の一部改正が行われたことにより、平成20年4月1日より中国残留邦人等に対する医療支援給付等が創設され、生活保護法に準じた扱いがされることとなりました。

そのため、平成20年4月1日以降の生活保護法による医療機関等の指定申請については、生活保護法による指定と併せ、中国残留邦人等支援法による医療支援給付の指定を行います。

つきましては、中国残留邦人等支援法の医療支援給付の取扱いについて、御理解と御協力をお願いいたします。

### 1 医療支援給付の概要

医療支援給付の範囲や診療報酬等については、原則として生活保護法の医療扶助の取り扱いを準用します。支援給付の対象者は、生活保護受給者と同様、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の適用除外となることから、被用者保険や他法他施策により医療給付がなされる場合を除き、医療費の全額が医療支援給付の対象となります。

### 2 支援給付の対象者

中国残留邦人等支援法により老齢基礎年金の満額支給を受けてもなお生活の安定しない中国残留邦人及びその配偶者で川崎市から支援給付決定を受けているもの。

### 3 医療支援給付の手続き

医療支援給付は、中国残留邦人等支援法の趣旨をかんがみて、対象者が医療機関を選んで受診することができます。また、原則、受診前に対象者から実施機関に連絡することとなっています。

そのため、給付の手続きは、医療扶助と異なり、医療券の発行等については原則、実施機関と医療機関との間で直接やりとりを行うこととなります。

この場合、患者本人は医療機関に医療券を持参しないことから、本人確認を行う必要があります。そのため、本市においては、国の指針にしたがい「本人確認証」を発行しております。医療機関窓口においては、「本人確認証」を提示することで受診していただくことになるので、御配慮願います。

また、医療券の送付や受診について、実施機関から連絡がない方が受診された場合等、速やか

に御連絡いただきますようお願いいたします。

#### 4 医療支援給付に係る診療報酬の審査支払い

診療報酬の支払い業務については、医療扶助と同様に社会保険診療報酬支払基金に委託しています。公費負担者番号の法別番号は「25」です。

#### 5 実施機関

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

TEL 044-200-2628

#### 6 本人確認証について

川崎市では次のとおり本人確認証を発行しています。

| 本人確認証 No (表面)                              |                                                                                                     |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 写真                                         | 氏名<br>生年月日<br>性別<br>住所                                                                              |
| 縦: 30mm<br>横: 25mm                         | 上記の者については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付の支給決定されていることを証明する。 |
| 発行日 平成 年 月 日                               |                                                                                                     |
| この確認証の有効期間は、川崎市長 平成 年 月 日から 平成 年 月 日までとする。 |                                                                                                     |

#### ※ 備考

- ・市長印を押印する。
- ・サイズはカードサイズとする。
- ・有効期限は2年間ごとに更新する。
- ・再発行の際は「再発行」と表示する。

| (裏面)                               |  |
|------------------------------------|--|
| (注意)                               |  |
| (1) この確認証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできません。  |  |
| (2) この確認証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出てください。 |  |
| (3) この確認証は、次の場合は直ちに発行者に返納してください。   |  |
| ① 御本人が支援給付を受けなくなったとき。              |  |
| ② 確認証の記載事項に変更があったとき。               |  |
| ③ 確認証の有効期限が満了したとき。                 |  |
| ④ 確認証の使用に耐えなくなったとき。                |  |
| ⑤ 確認証が再交付された後、紛失した確認証を発見したとき。      |  |
| (4) 医療機関で受診する際は、この確認証を窓口に掲示してください。 |  |
| (実施機関)                             |  |
| 所在地 川崎市川崎区宮本町1番地                   |  |
| 連絡先 川崎市健康福祉局 地域包括ケア推進室             |  |
| 電話番号 044-200-2628(直通)              |  |

## 1 生活保護法（抜粋）

（医療扶助）

第十五条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

（医療扶助の方法）

第三十四条 医療扶助は、現物給付によつて行ふものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行ふことができる。

- 2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第四十九条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）にこれを委託して行ふものとする。
- 3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができるものと認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。
- 4 第二項に規定する医療の給付のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行ふことのできる範囲の施術については、第五十五条第一項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。
- 5 被保護者は、第二項に規定する医療の給付のうち、指定医療機関に委託して行ふものを受けるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定医療機関から、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法により、医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けるものとする。
- 6 前項の「電子資格確認」とは、被保護者が、保護の実施機関に対し、個人番号カード（行政手続に

における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保護者の医療扶助の受給資格に係る情報（医療の給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保護の実施機関から回答を受けて当該情報を医療の給付を受ける医療機関に提供し、当該医療機関から医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けることをいう。

7 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第二項及び第四項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。

8 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

（医療機関の指定）

第四十九条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

（指定の申請及び基準）

第四十九条の二 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。

二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者が、第五十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五 申請者が、第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定

による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、第五十四条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 第五号に規定する期間内に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前六十日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第二号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第五十条第二項の規定による指導を受けたものであるとき。

二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適当と認められるものであるとき。

4 前三項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第一項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。）」と、第二項第一号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

（指定の更新）

第四十九条の三 第四十九条の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条及び健康保険法第六十八条第二項の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合

において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定医療機関の義務)

第五十条 指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

(変更の届出等)

第五十条の二 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を第四十九条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の辞退及び取消し)

第五十一条 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第四十九条の二第二項第一号から第三号まで又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定医療機関が、第四十九条の二第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定医療機関が、第五十条又は次条の規定に違反したとき。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第五十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第五十四条第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定医療機関が、不正の手段により第四十九条の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(診療方針及び診療報酬)

第五十二条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

- 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(医療費の審査及び支払)

第五十三条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

- 2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

(報告等)

第五十四条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(告示)

第五十五条の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

- 一 第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をしたとき。
- 二 第五十条の二（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。
- 三 第五十一条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定の辞退があつたとき。
- 四 第五十一条第二項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定を取り消したとき。



## 2 生活保護法施行規則（抜粋）

（指定医療機関の指定の申請）

第十条 法第四十九条の二第一項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、次に掲げる事項（第六項の規定により申請を行う場合にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書又は書類を、当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

一 病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地

二 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名

三 病院又は診療所にあつては保険医療機関（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）である旨、薬局にあつては保険薬局（同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）である旨

四 法第四十九条の二第二項第二号から第九号まで（同条第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三第四項、第五十四条の二第五項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する旨（以下「誓約事項」という。）

五 その他必要な事項

2 法第四十九条の二第四項において準用する同条第一項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所（生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）第四条各号に掲げるもの（以下「指定訪問看護事業者等」という。）を含む。）又は薬局の開設者は、次に掲げる事項（第六項の規定により申請を行う場合にあつては、第七号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書又は書類を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地（指定訪問看護事業者等にあつては、当該指定に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（以下「指定訪問看護事業」という。）又は当該指定に係る居宅サービス事業（以下「指定居宅サービス事業」という。）若しくは当該指定に係る介護予防サービス事業（以下「指定介護予防サービス事業」という。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その名称及び所在地

二 指定訪問看護事業者等にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに訪問看護ステーション等の名称及び所在地

三 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その開設者の氏名

四 指定訪問看護事業者等にあつては、その開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称

五 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その管理者の氏名

六 指定訪問看護事業者等にあつては、その管理者の氏名、生年月日及び住所

七 病院又は診療所にあつては保険医療機関である旨、薬局にあつては保険薬局である旨、指定訪問看護事業者等にあつては指定訪問看護事業者等である旨

八 誓約事項

九 その他必要な事項

- 3 法第四十九条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣による指定の更新を受けようとする国の開設した病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、第一項各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。
- 4 法第四十九条の三第一項の規定に基づき都道府県知事による指定の更新を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者（指定訪問看護事業者等を除く。）は、第二項各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 5 法第四十九条の三第一項の規定に基づき都道府県知事による指定の更新を受けようとする指定訪問看護事業者等は、第二項各号に掲げる事項及び現に受けている指定の有効期間満了日を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る訪問看護ステーション等の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 6 第一項から第四項までの規定による申請（第二項の規定による申請のうち指定訪問看護事業者等に係るものを除く。）は、同時に健康保険法第六十五条第一項の規定により保険医療機関又は保険薬局の指定を受けようとする場合には、当該指定の申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局（地方厚生局又は地方厚生支局に分室がある場合においては当該分室。以下「地方厚生局等」という。）を経由して行うことができる。この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十二年厚生省令第十三号）第三条第二項に規定する申請書により行うものとする。

（法第四十九条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの）

第十条の二 法第四十九条の二第二項第四号（同条第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十四条第一項（法第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。）その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該病院若しくは診療所又は薬局の開設者が有していた責任の程度を確認した結果、当該開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

（聴聞決定予定日の通知）

第十条の三 法第四十九条の二第二項第六号（同条第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三第四項、第五十四条の二第五項及び第五

第十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知をするときは、法第五十四条第一項（法第五十四条の二第五項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

（法第四十九条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設）

第十条の四 法第四十九条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設は、訪問看護ステーション等とする。

（厚生労働省令で定める指定医療機関）

第十条の五 法第四十九条の三第四項で準用する健康保険法第六十八条第二項の厚生労働省令で定める指定医療機関は、保険医（同法第六十四条に規定する保険医をいう。）である医師若しくは歯科医師の開設する診療所である保険医療機関又は保険薬剤師（同法第六十四条に規定する保険薬剤師をいう。）である薬剤師の開設する保険薬局であつて、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの又はその指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているものとする。

（指定の告示）

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の三（同条第一号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

一 指定年月日

二 病院、診療所若しくは薬局又は地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院にあつてはその名称及び所在地

三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の名称及び所在地

四 助産師又は施術者にあつてはその氏名及び住所（助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつてはその氏名並びに助産所又は施術所の名称及び所在地）

（標示）

第十三条 指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関は、様式第三号の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

（変更等の届出）

第十四条 法第五十条の二（法第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用

する場合を含む。次項において同じ。）に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十九条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第十条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所（指定訪問看護事業者等を含む。）又は薬局にあつては第十条第二項各号（第八号を除く。）に掲げる事項とし、法第五十四条の二第一項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては第十条の六第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項とし、法第五十五条第一項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第十条の八第一項第一号及び第三号に掲げる事項（次項第一号において「届出事項」という。）とする。

2 法第五十条の二の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

一 届出事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日

二 事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、その旨及びその年月日

3 前項の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事への届出（指定介護機関並びに指定助産機関及び指定施術機関に係るものを除く。）は、同時に保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第八条第一項又は第二項の規定による届出を行おうとする場合には、当該届出に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局等を経由して行うことができる。この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第八条第一項又は第二項の規定による届出に係る書面に併記して行うものとする。

4 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関（以下「指定医療機関等」という。）は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十二条第四項、第七十五条第一項若しくは第七十五条の二第一項、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第七条第一項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第七条第一項、介護保険法第七十七条第一項、第七十八条の十第一項、第八十四条第一項、第九十二条第一項、第一百一条、第一百二条、第一百三十三条第三項、第一百四十四条第一項、第一百四十四条の六第一項、第一百五十五条の九第一項、第一百五十五条の十九第一項、第一百五十五条の二十九第一項若しくは第一百五十五条の三十五第六項、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十四条第一項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第九条第一項若しくは第十一条第二項又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第八条第一項若しくは第二十二条に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、十日以内に、法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

（変更等の告示）

第十四条の二 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の三（第二号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、第十二条第二号から第四号までに掲げる事項とする。

(指定の辞退)

第十五条 法第五十一条第一項（法第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による地方厚生局長又は都道府県知事への届出（指定介護機関並びに指定助産機関及び指定施術機関に係るものを除く。）は、同時に健康保険法第七十九条第一項の規定により保険医療機関又は保険薬局の指定を辞退しようとする場合には、当該辞退の申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局等を経由して行うことができる。この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第十条第一項の規定による申出に係る書面に併記して行うものとする。

(辞退等に関する告示)

第十六条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の三（第三号及び第四号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、第十二条第二号から第四号までに掲げる事項とする。

(情報の提供の求め)

第十六条の二 都道府県知事は、地方厚生局長又は地方厚生支局長に対し、法第四十九条の指定、法第四十九条の三第一項の指定の更新又は法第五十一条第二項の指定の取消し若しくは効力の停止を行うために必要な情報の提供を求めることができる。

(診療報酬の請求及び支払)

第十七条 都道府県知事が法第五十三条第一項（法第五十五条の二において準用する場合を含む。）の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定医療機関（医療保護施設を含む。この条において以下同じ。）は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）又は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成四年厚生省令第五号）の定めるところにより、当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

- 2 前項の場合において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、当該指定医療機関に対し、都道府県知事が当該指定医療機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に設けられた審査委員会又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

### **3 指定医療機関医療担当規程（昭和 25 年 8 月 23 日厚生省告示第 222 号）**

(改正 平成 30 年 9 月 28 日厚生労働省告示第 344 号)

(指定医療機関の義務)

第一条 指定医療機関は、生活保護法（以下「法」という。）に定めるところによるのほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者（以下「患者」という。）の医療を担当しなければな

らない。

#### （医療券及び初診券）

第二条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券（初診券を含む。以下同じ。）を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

第三条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

#### （診療時間）

第四条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

#### （援助）

第五条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めたときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 三 移送
- 四 歯科の補てつ

#### （後発医薬品）

第六条 指定医療機関の医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品（法第三十四条第三項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

#### （証明書等の交付）

第七条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

(診療録)

第八条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第九条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から五年間保存しなければならない。

(通知)

第十条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知った場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。
- 二 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第十一条 指定医療機関である健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行うものに限る。）若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第五条の規定は適用せず、第八条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によって」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によつて」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第十二条 指定医療機関である薬局にあつては、第五条の規定は適用せず、第八条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

(準用)

第十三条 第一条から第十条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第一条から第五条まで、第七条第一項及び第八条から第十条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合にそれぞれ準用する。

#### 4 生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬

(昭和 34 年 5 月 6 日厚生省告示第 125 号)

(改正 平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 156 号)

- 一 歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱において、歯科材料として金を使用することは、行わない。
- 二 国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの（厚生労働省大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五

号) 第二条第七号に規定する療養(次項において「長期入院選定療養」という。))につき別に定めるところによる場合を除く。第四項において同じ。)は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。

三 前項の規定により指定医療機関及び医療保護施設に適用される長期入院選定療養に係る費用の額は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十二条第一項第一号に掲げる場合の例による。

四 前三項に定めるもののほか、結核の医療その他の特殊療法又は新療法による医療その他生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の基本原則に基づき、国民健康保険の診療方針及び診療報酬(保険外併用療養費の支給に係るものを除く。)と異なる取扱いを必要とする事項に関しては、別に定めるところによる。

五 七十五歳以上の者及び六十五歳以上七十五歳未満の者であつて高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)別表に定める程度の障害の状態にあるもの(健康保険法(大正十一年法律第七十号)若しくは船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。)に係る診療方針及び診療報酬は、前各項に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。))及び同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。))にあつては高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十八条第四項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第七十九条第一項の規定による厚生労働大臣の定め)の例による。

六 指定医療機関が健康保険の保険医療機関又は保険薬局であり、かつ、国民健康保険法第四十五条第三項(同法第五十二条第六項、第五十二条の二第三項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による別段の定め契約当事者であるときは、当該契約の相手方である市町村(特別区を含む。)の区域に居住地(生活保護法第十九条第一項第二号又は同条第二項に該当する場合にあつては現在地とし、同条第三項に該当する場合にあつては入所前の居住地又は現在地とする。)を有する被保護者について当該指定医療機関が行つた医療に係る診療報酬は、当該定の例による。

七 指定医療機関がそれぞれその指定を受けた地方厚生局長又は都道府県知事若しくは地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の市長との間に及び医療保護施設がその設置について認可を受けた都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はこれを設置した都道府県若しくは指定都市若しくは中核市を管轄する都



道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長との間に、診療報酬に関して協定を締結したときは、当該指定医療機関又は医療保護施設に係る診療報酬は、当該協定による。ただし、当該協定による診療報酬が健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第八十五条第二項及び第八十五条の二第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定め（前項に該当する指定医療機関にあつては、当該定めのうち診療報酬が最低となる定め）若しくは同法第八十八条第四項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第七十四条第二項及び第七十五条第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第七十八条第四項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例による場合に比べて同額又は低額である場合に限る。

八 第六項に該当する指定医療機関について前項に規定する協定の締結があつたときは、第六項の規定は、これを適用しない。